

栃木県武道ツーリズム推進に係る海外旅行会社等招請業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、栃木県武道ツーリズム推進に係る海外旅行会社等招請業務を委託する事業者を選定するため、公募型プロポーザルについて必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

栃木県武道ツーリズム推進に係る海外旅行会社等招請業務

(2) 業務内容

別紙「栃木県武道ツーリズム推進に係る海外旅行会社等招請業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和9(2027)年3月12日(金)まで

(4) 委託料上限額

4,975,520円(消費税及び地方消費税含む)

(5) 担当所属及び問い合わせ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20(栃木県庁7階)

栃木県生活文化スポーツ部スポーツ振興課スポーツ企画担当スポーツコミッションチーム
(担当:杉本)

TEL:028-623-3604 FAX:028-623-3411

E-mail:sports-commission@pref.tochigi.lg.jp

受付時間:平日の9時から17時まで(正午から13時を除く。)

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 栃木県物品調達等競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、入札参加資格を有する者であること。又は企画提案書の提出期限までに資格を取得する見込みであること。
- (3) 公募開始日から契約を締結しようとする日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号又は同条第4号に規定する暴力団等に該当しない者であること。

(6) 国又は地方公共団体が発注した類似業務の受注実績若しくは国又は地方公共団体の公募事業の採択・実施の実績等がある者であること。

(7) 国税及び地方税に未納がない者であること。

4 プロポーザル実施の手続き

(1) スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和8(2026)年5月25日(月)
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和8(2026)年5月28日(木) 正午必着
ウ 質問に対する回答	令和8(2026)年6月1日(月) (予定)
エ 参加表明書の提出期限	令和8(2026)年6月2日(火) 17時必着
オ 企画提案書の提出期限	令和8(2026)年6月10日(水) 17時必着
カ プレゼンテーション(予定)	令和8(2026)年6月16日(火) (予定)
キ プロポーザル審査(書面)実施	令和8(2026)年6月16日(火) (予定)
ク 審査結果の通知・公表	令和8(2026)年6月19日(金) (予定)

(2) 実施要領等の配付

ア 配布期間：令和8(2026)年5月25日(月)～令和8(2026)年6月10日(水)

イ 配布場所：栃木県ホームページ(お役立ちインフォメーション-入札・公売)からダウンロード。

※URL(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>)

(3) 質疑・回答

本プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(別記様式1)により提出すること。

ア 受付期間：公募開始日～令和8(2026)年5月28日(木) 正午必着

イ 質疑方法：電子メール又はFAXにより、「2(5)担当所属及び問い合わせ先」に提出すること。

ウ 回答期日：令和8(2026)年6月1日(月) (予定)

エ 回答方法：県ホームページ「4(2)イのURL」に掲載する。

(4) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者(以下、「参加者」という。)は、参加表明書(別記様式2)を提出すること。

ア 提出期限：令和8(2026)年6月2日(火) 17時必着

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

イ 提出方法：電子メールに添付、FAX、郵送(書留郵便に限る。)、又は持参(平日の9時～17時)により、「2(5)担当所属及び問い合わせ先」に提出すること。

※持参以外の方法による場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和8(2026)年6月10日(水) 17時ま

でに辞退届（様式任意）を提出すること。

（５）企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～キに基づいて企画提案書を作成、提出すること。

なお、委託料上限額及び契約期間の範囲内で、本要領及び仕様書よりも優れた方法を提案できると判断した場合、仕様書の内容を一部変更して当該方法を提案できるものとする。その場合、変更点を企画提案書に明記すること。

ア 提案書の規格

企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。

イ 提出様式

企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

（ア）企画提案内容（仕様書記載の業務について具体的な企画案を記載すること。仕様書の「1 目的」を踏まえ、「4 業務内容」の（1）及び（2）の項目毎に順を追って記載することとし、独自提案できる内容があれば必要に応じて記載すること。）

（イ）実施計画及び全体のスケジュール

（ウ）業務遂行人員体制

（エ）国又は地方公共団体等における類似事業の業務実績

（オ）見積額（合計額だけでなく、事業内容毎に積算内訳を記載すること。）

ウ 企画提案書は、1者1提案とする。

エ 提出期限

令和8(2026)年6月10日（水）17時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

オ 提出方法

県の指定する大容量メール送受信サービスで送付、郵送（書留郵便に限る。）、又は持参（平日の9時～17時）により、「2（5）担当所属及び問い合わせ先」に提出すること。

※持参以外の方法による場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

カ 提出部数

県の指定する大容量メール送受信サービスの場合は2部（正本1部、副本1部）

※その他紙媒体による場合は6部（正本1部、副本5部）

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

また、参加者名が類推できないように作成すること。

キ 見積書

栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(6) 企画提案書等提出書類の取扱い

- ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。
- イ 提出書類は、理由を問わず返却しない。
- ウ 提出書類は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。
- エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費は全て参加者の負担とする。
- カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- キ 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- ク 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。
- ケ 提出書類に含まれる著作権、特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果として生じた責任は、参加者が負う。

5 審査方法等

(1) 評価基準

別表「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書について、プレゼンテーション（又はヒアリング）を実施する。時間、場所については、別途通知する。

(3) 審査方法

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

(4) 契約候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者のうち、(3)による評価の総合点合計が最も高い者を契約候補者として選定する。
- イ 総合点が最も高い者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、選定委員会で再審議の上、契約候補者を選定する。
- ウ ア、イに関わらず評価の総合点合計が250点未満の場合は契約候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 見積書の金額が2（4）の委託料上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知、公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、以下の項目について栃木県ホームページ（お役立ちインフォメーション-入札・公売）に公表するとともに、担当所属において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 契約候補者の名称、評価の総合点及び選定理由
 - (2) (1) 以外の参加者の数及びそれぞれの評価の総合点
- ※参加者が2者の場合、次点者の評価の総合点は公表しない。

7 契約手続

- (1) 契約候補者に選定された者と県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。
なお、委託業務の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではないことに留意すること。
- (2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。
- (4) 契約の締結に必要な経費は、全て候補者の負担とする。

8 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 業務の一括再委託の禁止
本業を受託した者（以下「受託者」という。）は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。
ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。
- (2) 個人情報の保護
受託者は、別添「個人情報事務取扱特記事項」を遵守すること。
- (3) 守秘義務
受託者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了し契約が解除された後においても同様とする。

9 その他

書類等に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨（円）、日本標準時及び計量法に定める単位とする。ただし、海外経費等で必要な場合は併記すること。

別添

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかななければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された

資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。